

議員提出議案第5号

狭山市議会政務活動費の特例に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び狭山市議会会議規則（昭和42年規則第4号）第14条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年12月11日提出

狭山市議会議長 加賀谷 勉 様

提出者	狭山市議会議員	太 田 博 希
賛成者	同	三 浦 和 也
	同	福 田 正
	同	高 橋 ブラクソン久美子
	同	広 山 清 志
	同	田 中 寿 夫
	同	西 塚 和 音
	同	土 方 隆 司
	同	内 藤 光 雄
	同	笹 本 英 輔
	同	金 子 広 和
	同	千 葉 良 秋
	同	齋 藤 誠
	同	綿 貫 伸 子
	同	衣 川 千代子
	同	大 沢 えみ子
	同	猪 股 嘉 直
	同	中 村 正 義
	同	大 島 政 教
	同	新 良 守 克
	同	田 村 秀 二

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による令和3年度の財政事情に鑑み、政務活動費を減額するため、条例を制定したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市議会政務活動費の特例に関する条例

令和3年10月から令和4年3月までの月分の政務活動費については、狭山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第4号）の規定にかかわらず交付しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。